

社会福祉法人制度の概要

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉事業法の定めるところにより設立される特別な法人制度であり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき設立される法人である。また社会福祉法人を設立するためには、所轄庁の認可を受けなければならない。そして社会福祉法人を設立するために必要な資産については、原則として社会福祉事業を行うために直接必要な土地、建物の所有権を有していることが必要となる。

この「社会福祉事業」とは、法第2条に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいうのであり、それ以外の社会福祉を目的とする事業は含まれていない。社会福祉事業以外に、公益事業及び収益事業を実施することができるがこれらの事業規模が、法人全体の全事業の過半を占めることは認められない。

第一種社会福祉事業は、個人の人格に影響するところが大きく、弊害を生じるおそれが多いところから原則として地方公共団体又は社会福祉法人によって経営することとされているものであり、次に掲げる事業をいう。

- ① 生活保護法にいう救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で収容して生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- ② 児童福祉法にいう乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- ③ 老人福祉法にいう養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- ④ 身体障害者福祉法にいう身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設を経営する事業
- ⑤ 精神薄弱者福祉法にいう精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者福祉ホーム又は精神薄弱者通勤寮を経営する事業
- ⑥ 売春防止法にいう婦人保護施設を経営する事業
- ⑦ 公益質屋又は授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
- ⑧ 共同募金を行う事業

第二種社会福祉事業は、第一種社会福祉事業と異なり、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであって、これに伴う弊害のおそれが比較的少ないものであり、次に掲げる事業をいう。

- ① 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- ② 児童福祉法にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業、同法にいう助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- ③ 母子及び寡婦福祉法にいう母子家庭居宅介護等事業又は寡婦居宅介護等事業、同法にいう母子福祉施設を経営する事業及び父子家庭居宅介護等事業（現に児童を扶養している配偶者のない男子がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じた場合に、その者につきその者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他日常生活上の便宜を供与する事業であって、母子家庭居宅介護等事業その他これに類する事業を経営する者が行うものをいう。）
- ④ 老人福祉法にいう老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業又は老人短期入所事業及び同法にいう老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
- ⑤ 身体障害者福祉法にいう身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業、同法にいう身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- ⑥ 精神薄弱者福祉法にいう精神薄弱者居宅介護等事業、精神薄弱者短期入所事業又は精神薄弱者地域生活援助事業及び精神薄弱者の更生相談に応ずる事業
- ⑦ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害者社会復帰施設を経営する事業及び同法にいう精神障害者地域生活援助事業
- ⑧ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- ⑨ 生計困難者に対して、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- ⑩ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で老人保健法にいう老人保健施設を利用させる事業
- ⑪ 隣保事業（隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料又は低額な料金でこれを利用させる等、その住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

社会福祉法人を運営する役員としては、理事、監事が必要であり、評議員会の設置が必要になる場合もある。

①理事

- ・理事は、社会福祉事業についての熱意と理解を有する者であって、名目だけでなく実際に法人運営に職責を果たすことができる者であること。
- ・定員は6名以上とすること。
- ・各理事と親族等特殊な関係にある者が、一定数を超えないこと。
- ・社会福祉事業についての学識経験者、地域の福祉関係者（民生委員等）が含まれていること。
- ・当該法人の施設の整備又は運営と密接に関係する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えないこと。
- ・1名以上の施設長等が理事として参加すること。ただし、評議員会を設置しない法人の場合は、施設長等施設の職員が理事総数の3分の1を超えないこと。

②監事

- ・監事は、当該法人の理事、評議員及び職員等の職務を兼務できない。
- ・定数は2名以上とすること。
- ・監事のうち1名は財務諸表を監査しうる者、1名は社会福祉事業について学識経験者又は地域の福祉関係者であること。
- ・他の役員と親族等の特殊な関係がある者でないこと。
- ・当該法人の施設の整備または運営と密接に関係する業務を行う者でないこと。

③評議員会

- ・原則として全ての社会福祉法人は評議員会を置くこととなっているが、都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業、保育所を営営する事業又は介護保険事業のみを行う法人については、この限りではない。
- ・評議員の定数は理事定数の2倍を超えること。
- ・地域の代表を加えること。また利用者の家族の代表を加えることが望ましい。
- ・各評議員と親族等特殊な関係にある者が、一定数を超えないこと。
- ・当該法人の施設の整備又は運営と密接に関係する業務を行う者が、理事総数の3分の1を超えないこと。